

1 耐震診断補助

県内には、次のような補助制度があります。詳細については、各担当課にお問い合わせ下さい。

- ※)旧耐震基準:昭和56年5月31日以前に建てられた建築物
- ※)新耐震基準:昭和56年6月1日以降、平成12年5月31日以前に建てられた住宅
- ※)マンション:3階以上かつ1000㎡以上の共同住宅、 その他共同住宅:左記以外の小規模アパート等
- ※)特定建築物:多数の者が利用する一定規模以上(3階以上かつ1,000㎡以上など)の既存耐震不適格建築物等
- ※)沿道建築物:地震災害時に通行を確保すべき道路沿道の既存耐震不適格建築物等
- ※)大規模建築物:多数の者が利用する一定規模以上(3階以上かつ5,000㎡以上など)の既存耐震不適格建築物で法律により耐震診断結果の報告が義務付けられる建築物等(要緊急安全確認大規模建築物)

(令和7年8月現在)

	旧耐震基準						H12以前の 新耐震基準	補助率、補助上限額(国費＋地方費)、限度額上限	賃貸物件が 補助対象の 場合は○	備考	担当課 (課名、TEL)	
	戸建 住宅	マンション	その他 共同住宅	特定 建築物	沿道 建築物	大規模 建築物	戸建 住宅					
県					○			県が義務付けた路線の沿道建築物 診断 10/10	補助対象事業費限度額 ・延べ面積1,000㎡未満の場合は3,570円／㎡ ・延べ面積1,000㎡以上の場合は2,550,000円＋1,020円／㎡		住民負担:残額	建築安全課 045－210－6257(直通)
横浜市	○		○				○	2階建て以下の在来軸組工法の木造住宅 診断 10/10	―		住民負担:なし	建築防災課 045-671-2943(直通)
		○						2/3	限度額 ・面積が1,000㎡以下:3,670円×(延べ面積) ・面積が1,000㎡を超え2,000㎡以下:367万円+1,570円× (延べ面積-1,000) ・面積が2,000㎡を超:524万円+1,050円×(延べ面積-2,000)	○	住民負担:残額	
				○				多数の者が利用する建築物 診断 2/3	上限 360万円／棟 (限度額:住宅・建築物安全ストック形成事業等)	○	住民負担:残額	建築防災課 045-671-2928(直通)
					○			地震災害時に通行を確保すべき道路沿道の建築物 診断 2/3	上限 360万円／棟 (限度額:住宅・建築物安全ストック形成事業等)	○	住民負担:残額	
					○			横浜市が義務付けた路線の沿道建築物 診断 6/6	限度額:住宅・建築物防災力緊急促進事業等 ・面積が1,000㎡以下:3,670円×(延べ面積) ・面積が1,000㎡を超え2,000㎡以下:367万円+1,570円× (延べ面積-1,000) ・面積が2,000㎡超:524万円+1,050円×(延べ面積-2,000)	○	住民負担:残額	
						○		要緊急安全確認大規模建築物 診断 5/6	限度額:住宅・建築物安全ストック形成事業等 ・面積が1,000㎡以下:3,670円×(延べ面積) ・面積が1,000㎡を超え2,000㎡以下:367万円+1,570円× (延べ面積-1,000) ・面積が2,000㎡超:524万円+1,050円×(延べ面積-2,000)	○	住民負担:残額	
川崎市	○		○					10/10	―	○	診断士無料派遣	防災まちづくり推進課 044-200-3017(直通)
				○				2/3	上限 230万円／棟 (限度額:住宅・建築物安全ストック形成事業等)	○	住民負担:残額	
					○			川崎市が義務付けた路線の沿道建築物 (木造) 精密診断 11/12 (非木造) 診断 10/10	上限 (木造) 精密診断 6万円／棟 (非木造) なし (限度額:地域防災拠点建築物整備促進事業等)	○	住民負担:残額	
		○						予備調査 10/10	―		建築士無料派遣	
		○						診断 2/3	上限 4万円／戸		住民負担:残額	
相模原市	○							―	定額 12万円／戸		住民負担:残額	建築政策課 042-769-8252(直通)
		○						5/6	上限 5万円／戸		住民負担:残額	
					○			相模原市が義務付けた路線の沿道建築物 診断 6/6	面積が1,000㎡以内の部分は3,670円／㎡ 面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円／㎡ 面積が2,000㎡を超える部分は1,050円／㎡	○	住民負担:残額	
横須賀市	○						○	―	定額 10.05万円／戸		住民負担:37,000円	建築指導課 046-822-8319(直通)
					○ 戸建て 住宅		○	第1次緊急輸送道路沿いの戸建て住宅 85%	定額 11.75万円／戸		住民負担:20,000円	
		○						予備診断 2/3	上限 12万円／棟		住民負担:残額	
		○						診断 1/2	上限 3万円／1住戸		住民負担:残額	
平塚市	○							区分1:10/10 区分2:約2/3	定額 延べ面積150㎡以下の場合 ・一戸建て住宅:92,000円／戸(区分2は、62,000円) 延べ面積150㎡超の場合 ・一戸建て住宅:101,000円／戸(区分2は、68,000円)	○	※区分1:居住者等 ※区分2:貸家所有者(空き家除く) ※区分2の場合、所有者負担:残額	建築指導課 0463-20-8860(直通)
		○						予備診断費の9/10 耐震診断費の1/2	上限 予備診断 18万円／棟 耐震診断 4万円／戸(区分所有者が居住するものに 限る)		住民負担:残額	
					○			第1次緊急輸送道路沿道の通行障害建築物 診断 3/4	限度額 ・面積が1,000㎡以内の部分は3,670円／㎡ ・面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円／㎡ ・面積が2,000㎡を超える部分は1,050円／㎡	○	※所有者負担:残額	
鎌倉市	○							―	定額 6.7万円／戸	○	住民負担:22,000円	建築指導課 0467-61-3586(直通)
		○						1/2	上限 150万円／棟 面積が1,000㎡未満の場合は上限1,500円／㎡		住民負担:残額	
					○			鎌倉市が義務付けた路線の沿道建築物 (木造) 診断 10/10 (非木造) 診断 5/6	面積が1,000㎡以内の部分は3,670円／㎡ 面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円／㎡ 面積が2,000㎡を超える部分は1,050円／㎡	○	住民等負担:残額	

	旧耐震基準						H12以前の 新耐震基準	補助率、補助上限額(国費＋地方費)、限度額上限		賃貸物件が 補助対象の 場合は○	備考	担当課 (課名、TEL)
	戸建 住宅	マンション	その他 共同住宅	特定 建築物	沿道 建築物	大規模 建築物	戸建 住宅					
藤沢市	○						○	一般診断、精密診断 1/2	上限 6万円／戸	○	住民負担：残額	住まい暮らし政策課 0466-50-3541
		○	○					予備診断 1/2	上限 15万円／棟		住民負担：残額	
		○	○					本診断 1/2	上限 150万円／棟 面積が1,000㎡以内の部分は3,670円／㎡以内 面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円／㎡以内 面積が2,000㎡を超える部分は1,050円／㎡以内 で計算される額の1／2		住民負担：残額	
					○			第1次緊急輸送道路沿道(耐震診断義務対象路線を除く)の通行障害建築物 診断 2/3	上限 200万円／棟 面積が1,000㎡以内の部分は3,670円／㎡以内 面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円／㎡以内 面積が2,000㎡を超える部分は1,050円／㎡以内 で計算される額の2／3	○	住民負担：残額	
小田原市	○							一般診断 ・居住している所有者、3親等以内の親族が居住している所有者、又は耐震改修工事後に居住する所有者 10/10 ・その他の世帯 2/3	居住している所有者、3親等以内の親族が居住している所有者、又は耐震改修工事後に居住する所有者 9万円／戸 その他世帯上限 6万円／戸	○	住民負担：残額	建築指導課 0465-33-1433(直通)
			○					一般診断 2/3(長屋・共同住宅)	上限 6万円／戸	○	住民負担：残額	
		○						1/2	上限 4万円／戸かつ220万円／棟		住民負担：残額	
					○			実際に係る費用の1/2かつ右の計算にて算出した金額の2/3	上限 120万円／棟 (神奈川県緊急輸送道路沿道建築物等耐震化支援補助金交付要綱にて補助対象と定める緊急輸送道路沿道建築物については、上限240万円／棟) 面積が1,000㎡以内の部分は3,670円／㎡以内 面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円／㎡以内 面積が2,000㎡を超える部分は1,050円／㎡以内 で計算される額		住民負担：残額	
				○		○		1/2	上限 120万円／棟 (神奈川県要緊急安全確認大規模建築物等耐震化支援補助金交付要綱にて補助対象と定める要緊急安全確認大規模建築物については、上限240万円／棟)		住民負担：残額	
茅ヶ崎市	○							・高齢者のみかつ市民税非課税世帯 10/10 ・その他の世帯 73.7%	上限 9.9万円／戸 定額 7.3万円／戸		住民負担：消費税 住民負担：26,000円＋消費税	建築指導課 0467-81-7185(直通)
		○						1/2	上限 3万円／戸 (区分所有者が居住するものに限り)		住民負担：残額	
					○			2/3	上限 200万円／棟		住民負担：残額	
逗子市	○							一般診断 4/7	一般診断 上限 4万円／戸	○ ※対象となる戸建住宅の所有者で、市内に住所を有する者に限り	住民負担：残額	まちづくり景觀課 046-873-1111(代表)
					○			2/3	補助限度額 120万円／棟 (神奈川県緊急輸送道路沿道建築物等耐震化支援補助金交付要綱にて補助対象と定める緊急輸送道路沿道建築物)	○	住民負担：残額	
三浦市	○							簡易診断 2/3 一般診断 1/2	簡易診断 上限 2万円／戸 一般診断 上限 2.5万円／戸		住民負担：残額	財産管理課 046-882-1111(代表)
秦野市	○							10/10	上限 8.5万円／戸		住民負担：残額	建築指導課 0463-83-0883(直通)
		○						1/2	上限 5万円／戸		住民負担：残額	
					○			2/3	上限 床面積1,000㎡まで3,670円／㎡、1,000～2,000㎡まで1,570円／㎡、2,000㎡超1,050円／㎡		所有者負担：残額	
厚木市	○							一般診断 10/10	一般診断 上限 9万円／戸	○	住民負担：残額	建築指導課 046-225-2434(直通)
		○						予備診断 1/2	上限 15万円／棟		住民負担：残額	
					○			厚木市が義務付けた路線の沿道建築物 診断 10/10	上限 床面積1,000㎡まで3,670円／㎡、1,000～2,000㎡まで1,570円／㎡、2,000㎡超1,050円／㎡ (限度額：住宅・建築物防災力緊急促進事業等)	○ (所有者の申請に限り)	住民負担：残額	
大和市	○							10/10	上限 6.6万円／戸	○(所有者が申請すれば賃貸物件の場合でも補助対象となる)	住民負担：残額	建築指導課 046-260-5422(直通)
			○					在来木造工法・2階建 10/10	上限 6.6万円／戸		住民負担：残額	
		○						予備診断 10/10	上限 20万円／棟		住民負担：残額	
		○			○ マンションのみ			一般 本診断 1/2 大和市地域防災計画における緊急輸送道路の通行を妨げる建築物 本診断 2/3	一般 上限 150万円／棟 (面積が1,000㎡未満の場合は1,500円／㎡) 大和市地域防災計画における緊急輸送道路の通行を妨げる建築物 上限 200万円／棟 (面積が1,000㎡未満の場合は2,000円／㎡)		住民負担：残額	
					○			大和市が義務付けた路線の沿道建築物 診断 10/10	上限 床面積1,000㎡まで3,670円／㎡、1,000～2,000㎡まで1,570円／㎡、2,000㎡超1,050円／㎡ (限度額：住宅・建築物安全ストック形成事業等)		住民負担：原則なし	
伊勢原市	○ 木造住宅のみ				○ 木造住宅のみ			10/10	上限 10万円／戸		住民負担：残額	建築住宅課 0463-94-4783(直通)
海老名市	○						○	簡易耐震診断 10/10(新耐震基準は除く) 一般診断 10/10	簡易耐震診断 上限3万円／戸(新耐震基準は除く) 一般診断 上限 10万円／戸		住民負担：残額	住宅まちづくり課 046-235-9392(直通)
		○						予備診断 2/3 本診断 1/2	上限 20万円／棟 上限 150万円／棟		住民負担：残額	
					○			2/3	上限 200万円／戸		住民負担：残額	

	旧耐震基準						H12以前の 新耐震基準	補助率、補助上限額(国費＋地方費)、限度額上限		賃貸物件が 補助対象の 場合は○	備考	担当課 (課名、TEL)
	戸建 住宅	マンション	その他 共同住宅	特定 建築物	沿道 建築物	大規模 建築物	戸建 住宅					
座間市	○							1/2	一般診断 上限 5万円／戸		住民負担:残額	都市整備課 046-252-7396(直通)
					○			2/3	上限 200万円／戸		住民負担:残額	
		○						1/2	上限 150万円／戸 延べ床面積1,000㎡未満の場合 1,500円/㎡		住民負担:残額	
南足柄市	○ 木造住宅のみ				○ 木造住宅のみ		○ 木造住宅のみ	一般診断 10/10	一般診断 上限 10万円／戸		住民負担:残額	建築営繕課建築営繕班 0465-73-8058
綾瀬市	○							2/3	上限 4万円／戸		住民負担:残額	都市計画課 0467-70-5625(直通)
					○			2/3	上限 200万円／戸		住民負担:残額	
葉山町	○							簡易診断 10/10 一般診断 1/2	簡易診断 定額 44,000円／戸 一般診断 上限 25,000円／戸		住民負担:なし 住民負担:残額	都市計画課 046-876-1111(代表)
					○			一般診断 10/10	一般診断 上限 99,000円／戸		住民負担:なし	
寒川町	○							1/2	上限 5万円／戸		住民負担:残額	都市計画課 0467-74-1111(代表)
					○			2/3	上限 20万円／棟		住民負担:残額	
大磯町	○							一般 150㎡以下は、70/90、200㎡未満は70/100	上限 7万円／戸	○(所有者 等が申請 すれば賃 貸物件の 場合でも 補助対象 となる)	住民負担:残額	都市計画課 0463-61-4100(代表)
					○			緊急輸送道路沿道の住宅 150㎡以下は80/90、200㎡未満は80/100	上限 8万円／戸		住民負担:残額	
	○							非課税世帯 150㎡以下は85/90、200㎡未満は85/100	上限 8.5万円／戸		住民負担:残額	
二宮町	○							5/6	定額 7.5万円／戸		住民負担:15,000円	都市整備課 0463-71-5956(直通)
中井町	○							.10/10	上限 10万円／戸		住民負担:残額	まち整備課 0465-81-3901(直通)
大井町	○							10/10	上限10万円／戸		住民負担:残額	都市整備課 0465-85-5514(直通)
松田町	○						○	2/3	上限 7万円／戸		住民負担:残額	まちづくり課 0465-84-1332(直通)
山北町	○							3/4	上限 6万円／戸		住民負担:残額	都市整備課 0465-75-3647(直通)
開成町	○							10/10	上限 10万円／戸		住民負担:残額	都市計画課 0465-84-0320(直通)
箱根町	○							10/10	上限 8万円／戸		住民負担:残額	都市整備課 0460-85-9566(直通)
					○			第1次緊急輸送道路沿道の通行障害建築物 診断 2/3	上限 240万円／棟		住民負担:残額	
真鶴町	○							2/3	上限 2万円／戸		住民負担:残額	都市計画課 0465-68-1131(代表)
湯河原町	○						○	一般診断 1/2	一般診断 上限 5万円／戸		住民負担:残額	まちづくり課 0465-63-2111(代表)
愛川町	○							1/2	上限 5万円／戸		住民負担:残額	都市施設課 046-285-6939(直通)
清川村	○							一般診断 3/4	一般診断 上限 7.5万円／戸		住民負担:残額	総務課 046-288-1212(直通)